

水道水中における放射性物質のモニタリング結果

1. 測定機関 双葉地方水道企業団 2. 分析装置 ゲルマニウム半導体検出器
 3. 検査頻度 毎日 4. 測定方法 水道水などの放射能測定マニュアル（厚生労働省）
 5. 検査結果 令和6年9月1日～令和6年9月30日分（毎日採水、毎日検査）

採水場所	水 源	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
小滝平浄水場	大船水源（表流水）	不検出	不検出	不検出
小山浄水場	木戸川（ダム放流水）	不検出	不検出	不検出

※いずれの検体も、9月30日時点で放射性物質は不検出です。※「不検出」とは、一定の条件で測定機器が検出できる最小値(1Bq/kg)未満であることを示しています。※現在、広野町内の水道水は、小滝平浄水場および小山浄水場より給水しています。

《参考》検査日現在の目標値

食品衛生法の規定に基づく 新たな基準による目標値	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
—	—	10	—

(単位:Bq/kg) ※これまで暫定規制値が設定されていた放射性ヨウ素については、半減期が短く、平成23年7月15日以降の検出報告がないことから、国の規制の対象から除外されました。

水道メーターの交換にご協力ください

双葉地方水道企業団では、計量法に基づき8年に一度、無料で水道メーターを交換しています。

交換が必要となるご家庭や事業所へ、企業団の指定給水装置工事事業者がお伺いしますので、ご理解とご協力をお願いします。

■交換時期 7月～12月

■交換費用 無料

（企業団が負担します）

問 双葉地方水道企業団 総務課営業係

☎0240-25-5323



NEW

水道修理当番表

業者名	令和6年11月	令和6年12月
北陽管工(有) ☎0240-27-3419	4日～10日、25日～30日	1日、16日～22日、31日
(有)吉田鉄工所 ☎0240-27-3241	11日～17日	2日～8日、23日～29日
(有)山忠設備工業 ☎0240-27-3311	1日～3日、18日～24日	9日～15日、30日

双葉地方水道企業団

〒979-0515 福島県双葉郡楢葉町大字上小塙字小山6-2
 ☎0240-25-5315 (代表) ☎0240-25-5385
 E-mail: soumu@f-mizu.jp

広野町内ごみ収集カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4 可燃	5 ベトガ	6 不燃	7 可燃	8	9
10	11 可燃	12 ベトガ	13 カン	14 可燃	15	16
17	18 可燃	19 ベトガ	20 ピン	21 可燃	22	23
24	25 可燃	26 ベトガ	27	28 可燃	29	30

ごみステーション周りの汚れが大変目立ちます。ごみを出す場合は「ごみと資源の分け方・出し方」を確認し、指定ごみ袋に分別して、収集日当日に自宅近くのごみステーションボックス内に出してください。

秋季全国火災予防運動
11月9日(土)～15日(金)

『住宅火災の原因トップ3』

1 こんろ



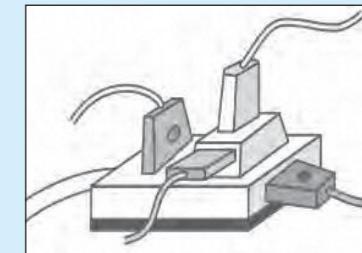
火から目を離さない。こんろ周りに燃えやすい物を置かないことが大切です。

2 たばこ



たばこが原因で火災となり亡くなる方は少なくありません。絶対にやめましょう。

3 電気機器

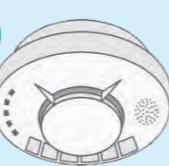


電源タップの定格容量を守りましょう。定期的な掃除は、トラッキング現象の予防になります。

火の取り扱いに注意して、住宅火災を減らしましょう。

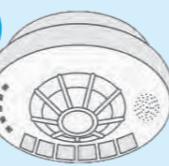
住宅用火災警報器の種類

煙



煙式は、各寝室と寝室がある階の階段上部に設置する必要があります。

熱

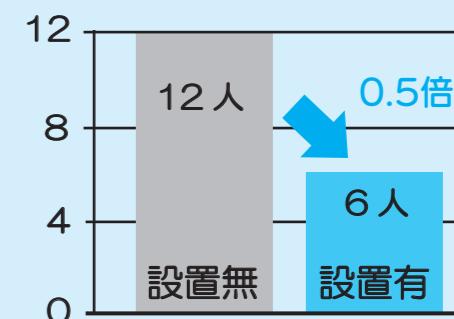


熱式は、台所などの煙や湯気が発生しやすい場所に適しています。

10年を目安に交換しましょう!!

住宅用火災警報器設置の効果

<住宅火災100件当たりの死者数>



(総務省消防庁の資料より)

死者数が半減

住宅用火災警報器で家族の命を守りましょう。

火災と救急は
119番



浪江消防署 ☎0240-34-4111 楢葉分署 ☎0240-25-2119
 葛尾出張所 ☎0240-29-2119 川内出張所 ☎0240-38-2119
 富岡消防署 ☎0240-22-2119